
地域づくりの方向に係る現状と課題④

4-多様性を尊重し合えるまち

- それぞれのコミュニティの個性を尊重しながら、連携を図ります。
- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れあう地域社会をつくれます。
- 国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくれます。

(1) 多文化共生の推進

(2) 平和と人権の尊重

(3) 男女共同参画社会の実現

4-1 多文化共生の推進

【政策の概要】

人種、国籍を問わず、区民は多様な価値観をもっています。外国人を含めた多様な区民が、互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図ります。

【施策の体系】

- ① 多文化共生の推進

【政策の進捗状況】

現状・成果 ・課題	<p>平成26年7月末現在、豊島区に居住する外国人数は2万人を超え、国籍も100か国以上となるなど、多様化がますます進展している。こうした外国籍の方々は、日本人と同様、住民として生活する上で、福祉や教育、防災など全ての施策において区と係わりを持っている。</p> <p>区では最も大きな課題である言語の問題を解消するため、観光案内標識の設置や外国人向けの各種パンフレット等の作成はもとより、区民相談コーナーにおける外国人相談窓口や通訳派遣制度などを設けてきた。また区内の大学と連携した外国人向けの日本語教室や国際交流イベントの開催など、多様な施策を通じて多文化共生の推進に取り組み、一定の成果を上げている。</p> <p>課題としては、居住する外国人の多国籍化が進み、母国語しか解せない方々への対応などで苦慮する場面が増加傾向にあり、今後、そうした方々に対する支援態勢の強化が急務となっている。</p>
環境変化 (政策に影響を与えたもの、今後影響を与えるもの)	<p>90年代にはミャンマー国籍の登録者が増加し、2000年代に入り、ネパール国籍とベトナム国籍の登録者が急増している。その結果、第1位の中国、第2位の韓国または朝鮮国籍にこれらの国を加えた上位5か国で、本区の外国人登録者の約9割を占めることとなった。</p> <p>また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、今後、外国人来街者のさらなる増加が見込まれている。</p>
今後の方向性	<p>外国籍の方々が行政サービスを受ける上で、言語の問題によって不利益を被ることがないように、全庁を挙げてさらなる多言語対応に取り組む。また国際交流に関する各種事業を通じて、互いの文化や習慣等を尊重し合う土壌づくりを継続的に行っていく。さらには来街者の増加に対応するため、街中の案内サインや飲食メニューの多言語化など、街ぐるみで取り組んでいく必要がある。</p>

【成果指標】

1	地域で外国人との交流があると考えている区民の割合(単位:%)
	「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成22年6月実施)」の割合

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
4.3 22年度	↗	4.3	-	-	5.3	-

4-2 平和と人権の尊重

【政策の概要】

非核平和の大切さや人権問題についての正しい認識を普及させ、豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権に関する意識を高めていきます。

【施策の体系】

- ① 平和と人権の尊重

【政策の進捗状況】

現状・成果 ・課題	<p>啓発事業として、年4回、本庁舎ロビーでパネル展を開催するほか、人権擁護委員と協力しながら、人権週間における街頭啓発活動や、人権の花事業をはじめとした小中学生向けの事業を区立小中学校の半数以上で実施している。また、非核都市宣言30周年の際には、長崎市と共催し、被爆者を招いた被爆体験講話を記念式典のほか、区立小学校、区民ひろばで実施するなど、広く区民に接する機会を設けている。</p> <p>相談事業として、弁護士による無料法律相談のほか、人権擁護委員による人権身の上相談や、行政相談委員による行政相談により、問題解決の糸口となる助言などを行っている。これらの継続的な取り組みにより、概ね当初掲げた事業量(3つの相談事業を合わせた年間相談件数1,300件程度)どおりの相談を受けている(25年度実績:法律相談1,379件、人権身の上相談20件、行政相談64件)。</p>
環境変化 (政策に影響を与えたもの、今後影響を与えるもの)	<p>近年、ヘイトスピーチに代表される外国人の排斥を目的とするデモ活動がマスコミ等で頻繁に報じられており、区民の平和と人権への意識に影響を与える可能性がある。</p>
今後の方向性	<p>多様な人権問題に対する区民の理解を進めるための意識啓発や、様々な問題を抱えながら生活する区民への問題解決の糸口としての相談事業に注力することが重要である。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、東京都が人権施策推進指針の見直しのための検討を始めている。この平和の祭典の成功に向けて、豊島区としてもこの動きに対応し、すべての人が尊重される社会を目指した平和・人権施策を推進していく必要がある。</p>

【成果指標】

1	平和と人権を尊重する社会であると考えている区民の割合（単位：割合）
	「協働のまちづくりに関する区民意識調査（平成22年6月実施）」の割合

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				
		22年度	23年度	24年度	25年度	達成率 (対目標)
15.6 22年度	➔	15.6	-	-	16.8	-

4-3 男女共同参画社会の実現

【政策の概要】

平成14年2月15日、区議会の全会一致決議に基づき、区民一人ひとりの人権が性別などの違いにかかわらず尊重され、その人らしく暮らしていけるまちを実現するために、豊島区は「男女共同参画都市宣言」を行いました。だれもが、家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる場において、ともに参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会の仕組みづくりを推進します。

【施策の体系】

- ① 男女共同参画社会の条件整備

【分野別計画】

第3次豊島区男女共同参画推進行動計画

豊島区配偶者等暴力防止基本計画

【政策の進捗状況】

現状・成果 ・課題	これまでの啓発事業等の実施により男女共同参画意識は着実に浸透してきているものの、今なお、固定的な性別役割分担意識、性別による差別や暴力など多くの課題が残されている。引き続き、家庭、学校、職場などでの男女平等意識の啓発や男女共同参画の視点に立った取組みが必要である。
環境変化 (政策に影響 を与えたもの、 今後影響を与 えるもの)	女性の社会進出に対する意識変化や経済情勢の変化等により、女性の就業者が増え、全国的に共働き世帯の割合が増えている状況にある。このような背景を踏まえ、区においても女性が働きやすい環境整備のため、区内事業所におけるワークライフバランス推進のための取り組みを引き続き進めていく。
今後の方向性	男女が共に個性や能力を発揮するには、一人ひとりが男女共同参画についての意識を有することが不可欠であり、学校教育をはじめ、家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割がきわめて重要である。また、男女共同参画に関する区の事業・施策への区民の認知度は未だ低い状況にあり、男女平等意識の形成を促進するために、全ての世代への学習・啓発の取組みをさらに強化していきたい。

【成果指標】

1	男女が共同で社会に参加できると考えている区民の割合(単位:割合)					
	「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成22年6月実施)」の割合					

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				
		22年度	23年度	24年度	25年度	達成率 (対目標)
20.5 22年度	↗	20.5	-	-	20.0	-

2	女性の就業率(単位:割合)					
	区内の15歳以上の女性に占める主に仕事に従事する人の割合。平成7年、12年の国勢調査ではほぼ横ばいで推移。					

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				
		22年度	23年度	24年度	25年度	達成率 (対目標)
31.7 17年度	38	31.0	-	-	-	-